

第7回軽米町議会定例会平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

平成28年 3月 9日(水)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについて
- 議案第 2号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 軽米町行政不服審査会条例
- 議案第 4号 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 軽米町税条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 軽米町農林業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 議案第17号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第6号)

○出席委員（12名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	7番	茶屋隆君
8番	大村税君	9番	松浦満雄君
10番	本田秀一君	11番	細谷地多門君
12番	古舘機智男君	13番	山本幸男君

議長 松浦求君（同席）

○欠席委員（1名）

6番 舘坂久人君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	藤川敏彦君
教育	長	菅波俊美君
総務課	長	日山充君
税務会計課	長	山田元君
町民生活課	長	中野武美君
健康福祉課	長	川原木純二君
産業振興課	長	高田和己君
地域整備課	長	新井田一徳君
教育次	長	佐々木久君
監査委員		瀧澤英敬君
農業委員会事務局	長	高田和己君
選挙管理委員会事務局	長	日山充君
健康ふれあいセンター	所長	川原木純二君
水道事業所	所長	新井田一徳君
再生可能エネルギー推進室	長	平俊彦君
税務会計課担当主幹		於本一則君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	佐藤暢芳君
議会事務局	主査	鶴飼義信君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） ただいまから平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。なお、本日の欠席委員の届け出があります。館坂久人委員、本日欠席ということです。それから、午後から1時間ぐらい山本委員からおくれるという申し出がありました。以上です。

それから、本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第25号までの25件でございます。

進め方ですが、皆さんにお諮りしたいのですが、議案第1号から議案第25号まで議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求めて、退席後に討論、採決することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それから、委員長から軽いお願い、注意事項があります。質疑のある方は挙手をして、委員長から指名後に発言すること、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「起立してか」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） はい、起立して。

それから、質問者また答弁側もそうなのですが、ゆっくり、はっきり、大きな声で、しかも一問一答方式とはいえ、内容をまとめて幾つか一緒に質問していただければ効率的かなと。よろしくどうぞお願ひします。

それから、資料請求した委員は必ず資料に基づいて質問をお願ひしたいと思ひます。

せっかくの当初予算も含めた定例議会のため、各自自由に発言できるとはいえ、今までは特定の委員のみの発言が多く感じられております。できるだけ全体の委員の皆さんから発言があれば望ましいなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、相手を誹謗中傷することや不穏当な発言は控えていただきたいと思ひます。

あと、私語が多いと感じておりますので、慎んでいただきたいと思ひます。

あと、トイレ休憩などは小まめにとりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

（午前10時00分）

◎議案第1号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第1号から審議に入りたいと思います。

軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについて、総務課長から説明をいただいて、その後質疑を受けたいと思います。

日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げたいと思います。

議案第1号の過疎地域自立促進特別措置法に基づく軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関して議決をお願いするものでございますが、内容につきましては先に開催された全員協議会でもご説明申し上げておりますし、事前に議員の皆様には過疎計画をお渡ししてございます。改めてこの場で申し上げるよりは、委員の皆様からご質問を受けて、それに回答する形で進めるのがいいのかなと思いますので、そのような形でお願いしたいと思っています。よろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと変わった様式といいますか、方法での質疑に入るわけですが、皆さんから、今担当課長から申し出がありました。ご発言許したいと思います。

中村委員。

○2番（中村正志君） 過疎計画の5年間の計画ということですが、先日の説明の中で過疎計画を延長するという言葉が使われていたと思うのですが、過疎計画というのは何か時限立法で、私の記憶だと10年ごとにやっていて、その都度終わって、また新たな法律というふうな形で来たような気がしていましたが、今回5年間延長するというのは、どういう背景の中からこういう延長というふうな形になったのか。

そして、あわせてこれからの5年間というのはちょうど軽米町の総合発展計画の後期の5年間と同じ期間であるということですので、その辺の整合性がどのように図られてきたのか、この2点についてお聞かせいただきたいと思っています。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 今回の過疎地域自立促進特別措置法が計画の新たなる策定といえますか、そういうふうな形ではなく、計画施行期間の5年間の延長という形で、法律のほうで可決されております。趣旨について詳しく勉強しておらないのですが、いずれ過疎地域の現状自体が余り大きく変化することなく、過疎地域の人口減少が続いていることから、過疎自立対策の延長が適当だというふうな判断のもとに、計画期間が5年間延長されたものではないかというふうに思っております。

それから、総合発展計画との関連性でございますが、総合発展計画で計画されて

おります課題に対応した事業を、特にも過疎債を使用して整備することが必要と思われる事業について今回の計画の中にのせたもので、前回の説明の際にも申し上げましたけれども、全ての事業を足すと物すごい金額になります。ですから、これらの全てが実行されるということではないというのは前にもお話ししたところですが、そのような判断をしていただければと思います。

また、適宜見直しも可能なものでございます。議会の議決は必要でございますので、委員の皆様にはちゃんと説明しながら、その旨行ってまいりたいと思いますけれども、いずれ現状の総合発展計画に基づいた事業を選んでのせているというところでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） なぜ総合発展計画との整合というふうなことをお話ししたかというのと、過疎計画そのものについては財政措置の計画だと思いますので、そんなに何かを言うべきつもりはないのですけれども、ただこの過疎計画の中に交流駅という言葉が非常に頻繁に出てきていると。何らかの施設をつくる場合でも、公民館でも図書館でも、全て交流駅という言葉が使われてきています。総合発展計画の前の計画の概要の中に、交流駅という言葉が果たしてあったのかなというふうなこと、やはりこれは大きな転換ではないのかなというふうに感じたものですから、総合発展計画というのは総合的な総合計画ですので、そういう大きな転換があるのであれば、その辺のところをやっぱり見直しして、一番のもととなる総合計画の部分をきちっとさせておかなければならないのではないかなというふうなことをちょっと感じたので、先ほどの意見を述べさせていただいたところです。その件についてはいかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 今回の総合発展計画に関しては、前にもたしか中村委員のほうからご質問があったと思うのですが、見直しを行わないのかということでございます。当初、今回の総合発展計画をつくるに際しては10年間を通した計画ということで計画されております。本来であれば、これまでのやり方を見ますと前期計画、後期計画ということで、後期の見直しを行いながら計画を策定してきたところでございますが、今回これは行政的な怠慢だと言われれば言葉を返すこともできないのですけれども、まちづくりの人口減少に対する総合戦略を策定しなければならぬということで、総合戦略の策定に関しましては総合発展計画の流れを受けた形で策定するものでございましたので、変更という、後期計画という形ではなっておりませんが、そういうような形の、総合発展計画に準ずる計画という形で捉

えていただければというふうに思っております。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） この件については最後にいたしますけれども、私も12月のときにも総合発展計画の見直しはないのかというふうな話をさせていただいたときには、やはり人口減対策とかそういうふうな計画がいろいろあるけれども、それだけでは全てを網羅できるわけではないというふうなお話で、何とかやりたいというふうなことを何か答弁されていたような気はしていましたが、ただ私、ちょっと昨年度の予算書を見たときに、総合発展計画をつくる際には総合開発審議会を設置して多分つくっていくと思うのですけれども、昨年度の当初予算には総合開発審議会の報酬の予算がついていないということは、昨年度というか、平成27年当初から総合発展計画の後期計画の見直しをするつもりはなかったというふうに捉えられるのではないかなというふうに思います。これは指摘をするだけで終わらせていただきますけれども、やはりそういうふうな部分、特にきのうも町長の答弁の中で総合的に判断していくというふうな言葉が非常に多かった。総合的に判断するということは、総合計画にいろいろな計画を盛り込みながら全体計画として進めていくのだというふうな考え方ではないのかなと思いますので、やはり総合的な考え方というふうなのは、我々が見る部分においては総合発展計画に網羅されたものというふうに感じますので、その辺のところをもっと重要性を勘案して進めていただきたいと思います。指摘で最後終わらせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 答弁はいいですか。

そのほかございませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 総務課長のほうから全員協議会の中の説明、それからきょうの説明、この計画はさまざま考えられることについて網羅して、たくさん盛り込んでいると、しかしこれら全て実現になるものだとは思わない、あるいは実際はこの中の1割あるいは2割ぐらいしか実現にならないというように私は受け取ったのですが、そのように説明がありました。

そこで、私たちがまずこの計画を承認する、この計画の中が5年間でやれるもの、やれないものというのは当局が精査して、さまざま計画にのせていく、しかしその流れについては私たちは全然わからない。議論されている項目が何で、議論もなされていないといったことなどは実際わからないわけです。そんな面では、ちょっと実際寂しい話だなと、ただ聞いただけで、あとはどうだかわからないということになりますので、私とすればこの計画を年度別に整理してもらって、私たちにも町民にもわかるような形で進めばいいなと考えますが、その点はいかがですか。

それと、2点目ですが、この中身を見ますと火葬場にしても公民館にしても図書

館にしても、子育てにしてもあるわけです。ないのは入浴施設がないようだな。私が見た範囲ではないし、足湯もないし、結果的に全然テーブルに載らない形に終わるにしても、どこかにはのせておいたほうがいいのではないかと、端的な話で申しわけありませんが、そう考えますが、町長、どこかにのせる考え方はありませんか。実際は、採算とか経済効果とか、さまざまなことでどうなるかわからないけれども、そういう項目だけはあったほうがいいのかと思っています。今はこの計画になくても、追加で入れたいとか、何かそういうすれすれの案件というのはいないですか。年度別計画があって、その検証を私たちも役場もやったほうがいいのかというのが1点と。細かいようですが、入浴の施設についても計画だけは入れたほうがいいのかという2点について。

○委員長（細谷地多門君） 先に総務課長のほうから。よろしいですか。

日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） この計画を策定するに当たり、年度別計画ということでございますが、年度別計画については内部的に作成はしてございます。ただ、何回も申し上げておりますが、年度別の計画にのせても、実際実行できるような金額にはなりませんので、毎年度の予算にはのせていく事業の中で、そのときに地権者の関係だとか準備ができたものから毎年実施していくというようなスタイルになろうかと思っております。ですから、金額的なものが出るとそれがひとり歩きしてしまう可能性が今までもございましたので、今回は年度別計画については、提出については見送らせていただきたいなと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 入浴施設について、町長から答弁いただきます。

山本町長。

○町長（山本賢一君） 一般質問でもお答えしましたけれども、最終的には総合的な判断ということになるかと思っておりますけれども、今後、交流施設と申しますか、それを急いでやっていかなければならないと思っておりますが、付随して今老人福祉センターあるいは介護施設等のこれからの整備等も出てくると思っております。また、若者世代の住宅等も一般質問でも要望等ありましたし、我々もそれは盛り込んでおるわけでございますけれども、そういった中でやはり今老人福祉センターあるいは介護施設をとっても、入浴施設というのは必ずこれはセットで必要でございますから、そういったのを本格的に使用できるような施設ということが具体化してくるのではないかと考えております。そういうことで、私は総合的な判断というふうなことで言わせていただきましたけれども、そういう形で今後進めていきたいと。いろんな財政的な措置も必要でございますけれども、そういった判断で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 課長の答弁は、私は年度別の計画があるのであれば出してもらいたいという要求をしようと思っておりましたが、何だか先手を打って出さないというふうに答弁がありました。私は出してもらいたい。改めてお願いします。というのは、この過疎計画の中に掲げられている火葬場にしてもいちい荘にしても、公民館にしても図書館にしても、入浴の施設にしても、いずれ老朽が甚だしい、あるいは他町村と違って必ずなければならない施設というようなことで、我々も町民も共有している問題だと思うわけです。したがって、私たちもいつ建てるのだ、計画はあるのかというような質問をされます。しかし、私はまずしゃべっていてもさっぱりというような感じで、それがあつては町政批判というような格好になる可能性もある。したがって、私は努力目標も含めて、年度別の計画というのは出してもらったほうがいいのかと思います。町長、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） では、その前に総務課長。

○総務課長（日山 充君） 年度別計画を示してほしいというお話でございます。実際のところ、山本委員がおっしゃっていることは町民の皆さんからしてもそのとおりだと思います。今回計画しております事業の関係は、はっきり申し上げまして金額が大きいものについては最終年度にまとめてあるというような形になっております。実は来年、平成28年度、公共施設の総合管理計画を策定するわけなのですが、その中で財源的な裏づけ等も考えながら、10年間なりの計画を策定するということになっています。その中になれば、本当に財源まで含めたしっかりした検証を行いながら年度別計画というのもお示しできるかとは思っていますので、その時点までちょっとお待ちいただけないかなと……

○13番（山本幸男君） いつ。

○総務課長（日山 充君） 平成28年度につくる総合管理計画……

○13番（山本幸男君） 平成28年度といたら、いないでしょう。

〔「いや、28年」と言う者あり〕

○13番（山本幸男君） ああ、ことしが平成28年度か。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 課長の全員協議会での説明が、私から見れば正直にしゃべっているなど、そう思って聞いていましたが、いずれこれは全て実行するのについては何十億円というような格好で、大体年間に実際実施できるのは4億円前後というようなことを具体的に正直にしゃべってもらいましたので、それを改めて追及する考え方もありませんが、ただそうだとすればそのように私たちも理解して、さまざまな町民にも説明もできる、このような形で平成28年度の中で何らかの年度別の計

画を提出するというようなことですか。それが第1点。

それから、私は資料の要求をけさやりましたので、まだ出ておりません。というのは、きのうの一般質問からの関係であります。いずれ交流駅の関係の場所的な位置図、図面というか、それを提出願いたいということ。それから、今考えている施設の配置図のようなものを出してもらいたいという資料要求しておりますので、それらが出た時点でまた改めて質問したいと思いますが、ただ繰り返しになりますが、そういう要求していたというのをご理解願って、ぜひお願いしたいと。

前に戻って、いずれ年間でやれるものがその程度というような感じの中でも含めて、努力目標でもいいですから、そういう形の年度別の計画をぜひ出してもらいたい。あわせて、まず今回計画が具体化しているように見える交流駅の関係の、きのうの答弁の中には具体化の答弁になっていないような感じもあったので、具体的な年度別の計画、今年度は土地の買収とか、来年度は契約とかいつ取り組むとかというようなことの大体の流れについて答弁願いたい。

○委員長（細谷地多門君） この資料請求については対応できますか、日山課長。

○総務課長（日山 充君） 最初に、資料要求いただいている点でございます。土地の予定地についてはお出ししています。あと、配置図についてはこれから検討するものがございますので、まだ配置図は作成されておりません。ですから、これについてはお出しできません。

あと、平成28年度に年度別の事業計画が出せるかということでございますが、こちらについては老朽化している施設等をそのまま生かすのか、あるいは廃止等も含めた計画をする予定でございます。これについては、ある程度その年その年の財源についても加味して検討することにしておりますので、これは国が平成28年度中に策定しなさいということを進めるものでございますので、平成28年度の末のあたりにはお示しできるものと思っております。

あと、交流駅の年度別の計画に関しては、ちょっと私の一存では申し上げられませんので……

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 交流駅の年度別の計画ということで、現在想定しておりますのは平成28年度で不動産鑑定をして、用地を取得したいということでございます。その後、平成29年度におきましては基本設計と実施設計を実施し、平成30年度

に建築のほうに着手したいと考えておりますが、財源的なものもまだ検討がなされておられませんので、その部分については努力目標ということで、山本委員もおっしゃっていますが、努力目標としては平成30年度に着手したいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） どのような施設ができるかというのについては具体化していないというふうな話ですが、そうなれば入浴施設もこれには考えられるかなというふうに希望もありますので。ただ、昨年12月の中村委員の質問の答弁書等見ますと、今回も見ますが、基本的には商工会館と図書館というのがメインでというような感じに受け取れるような町長の答弁ではなかったのかなと。したがって、その配置図はないですよと、まだこれからつくるといふようなことは必ずしも私は、そこで実際はもう頭の中では図書館と商工会館を柱にして、その他の風呂っこはなくて足湯というぐらいの計画になっているのではないかなと、その配置図を出してちょうだいというのが私なのですが、全く白紙だといふようなことでの理解でよろしいですか、それとも今考えているのはそうだといふようなまず考え方ですか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 配置図というか、土地に、この場所に建てるという配置図に関してはありません。山本委員がおっしゃったように、建物の中身についてこういうふうなものというものに関しては、以前にもお話ししたと思うのですが、商工会のほうでやった事業で報告書を皆さんにもお配りしておりますけれども、基本的にはその規模を兼ね備えたものを考えております。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） もしかすれば、皆さんもきのうのクローズアップ現代か、何だかたまたまかけたら紫波町の図書館と交流施設というものの放映がありました。私も途中から見たものだから、全体とすればちょっと間違っているかと思うのもあって、自信もないのですが、あれらが参考になるものですか、町長、あれらを参考にしたということですか。夕べたまたま放映されたのを見て感じたりしたのですが、繰り返しですが、そういう面ではもう頭はその辺から軽米の構想も出ているのかなというふうな感じをしましたが。中村委員は見なかったですか。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員、確認もしたいので、ちょっと休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山本町長。

○町長（山本賢一君） ですから、私が一般質問でもお答えしたとおり、八戸のはっちみ
たいな交流駅と、それから図書館、それから公民館、今ステージありますけれども、
そういったステージ部門と、それを兼ね備えたような施設という、そこまでしか今
至っていません。ですから、それ以上何を聞かれてもこれ以上の答弁はできません
ので、どうか。これからまた場所をきちっと確定して、そしてきちっとそういった
ことは盛り込んだような形で進めていきたいと思っておりますので、いずれきょうはそれ
以上の答弁しかできないということをご理解いただきたいと思います。お聞きします。

以上です。

○13番（山本幸男君） では、最後。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 改めて、予算の中にも不動産の鑑定の予算もありますので、そ
れらを含めて資料を出してもらって、また質問したいと思っております。もしかすればタ
ベテレビやっておりました紫波町のオガールの施設の図書館などで活性化を図って
いたというようなことがありましたので、見ていたのかなと思ったりしていますが、
それはそれでいいです。まず、改めてそういうのも含めて質問したいと思いたすの
で、私の質問は……

○委員長（細谷地多門君） いいですか。

○13番（山本幸男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 質問いたしたいと思っております。

1つ、山本委員のほうから年次計画の問題とか出されましたけれども、私は箱物
も老人福祉関係のものとか結構あって、課長も全部足せば倍以上のという話もあり
ましたけれども、年次計画という形ではなくて、やっぱり重点というか、優先順位
みたいな形で、今明らかになっているのは交流駅構想みたいなのが今年度から手をつ
ける、その次はという形の、財政の許す範囲、また県とのヒアリング、財政の裏
づけ等ができる中で、この順番にやっていきたいと、ソフト事業とかは総額の部分
がそれぞれあると思っておりますから、そういうことを含めて過疎計画の中で盛られた事
業の優先順位はきちんと明らかにしていただきたい、明らかにできないかというの
が1つです。

それからもう一つ、具体的な交流駅の問題では、町長が言っていたような感じの
施設というのは、今まで郊外を使って中心部がなくなってきたので、基本的な方向
としては賛成なのですが、1つはあとは公民館、図書館が本町地区になくなった場
合というのを含めて、その跡地をどうするかというのもすごく、そこが今度がらんと
穴があいてしまったような形になって、町の中がどうなるのかということも含め

て、住民の意見とか要望とか案を百人委員会で具体的に聞いているかどうかわかりませんが、やっぱり時間をかけて、現在の跡地の関係も、できてから対策を立てるというのではなくて、並行した形でしていかなければ、いろんな町の中がいきなりの発展とか空間が出てくるのではないかなという部分についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

それから、3つ目の、私も関与してずっと前につくったれんが交流駅構想というのも商工会の中でもあります。その土台になったのが軽米交流、これに引き継がれてきているような気がしますけれども、れんが交流駅というのは軽米町の成り立ちとか景観の中の特性としてのれんがという形が結構土台になって、元屋町地区あたりにれんが交流駅という形の構想が出てきたのですけれども、やっぱり全体の交流駅構想は施設をどうするかというのと同時に、軽米町の歴史とか流れとかを受け継いでいくような形で新しい施設が出ていくという土台が必要になっていると、まちづくりの中の発想みたいな根本的な柱がないと、はっちみみたいなと公民館みたいなものという、そこがという形と同時に軽米町のにぎわい事業の深味というか、伝統みたいなものが、やっぱり柱が非常に新しい事業の中で私は意義があると思うのですが、そういう点についてどのようなことを考慮しているのか、これから考えているのかという、この3つについてお聞きしたい。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。では、3点について総務課長。

○総務課長（日山 充君） 優先順位を示せないかというお話でございます。今回の過疎計画というのは、そもそも何年に何をやるのだというのまで策定の中に義務づけられてはいないものですから、可能な限り5年間の中で実施される可能性が高いものということでのせてございます。大変申しわけないのですけれども、優先順位と申しますと、平成28年度予算で既に組み入れさせていただいている例えば道路の整備の関係、それから老朽化が激しく、しょっちゅうメンテナンスもかなりの額になっている屋外の無線のデジタル化を図りたいと。それから、先ほどから話題になっている交流駅も町長はなるだけ早く策定、つくりたいという形でやっております。ですから、優先順位とすればそのような形になろうかと思えます。課題になっている、それこそ介護施設の関係とか火葬場の関係というのは、現時点では全く検討、やらなければならないというところでまだとまっているというのが実情でございますので、いずれ何回も申しますが、平成28年度の公共施設の管理計画の中でその辺はもっと詰めてまいりたいと思っております。

それから、跡地の関係でございますが、跡地の関係につきましてもこれからまず一緒に整備を進めていく中で、では土地もどういう活用していくかということについては、当然検討していかなければならないかなと思っております。

それから、歴史を受け入れるというか、今までの流れ、れんがとかの関係でござ

いますが、先ほど町長も申しましたけれども、今交流駅の構想としてあるのは、こういうふうな機能を持ったものの候補地として元屋町の場所がいいねというところまでです。ですから、外観ですとか財源的なもの、今考えているのは商工会のほうも自由に使えないかというのがまず1つあるのですけれども、それ以外のところが全くまだこれから検討ということになっておりますので、その今ご意見いただいた部分についてはこれからの計画で策定するようなところで詰めていければと思っています。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 私もつい跡地と言ってしまったのですけれども、あその図書館の元役場の施設が、それに隣接した書庫とか蔵とかという形で、跡地でなくて、あそこ自体の建物そのものも貴重なものでもあると思うのです。それをどう生かすとか、私は残すということはやっぱり大事ではないかなと思っていますけれども、そういうことも含めて、その場所をどうもっと生かしていくかということを経民からの知恵と専門家の知恵も含めてやってほしいという要望です。

それから、機能を持ったのを3つ持っていきたいというぐらいで、あとは外観とか余り基本的に考えていないという……基本的にと言わないですけれども、何かその中に思想というか、公共施設を寄せ集めていく、そこにつくるというだけでなく、まちづくりの柱みたいなのが、住民とかいろんな形で論議する中で柱を立てていく、そういう形にすることが私は非常にばらばらのものを軽米らしきのところというところがきちんと、デザインをするにしても、プロにぼんと丸投げするだけではなくて、いろんな形の機能でも外観でも非常に大事なところだと。それができた後にもずっと町民の誇りになるような機能を持った、それから建物、いろんな施設になるのではないかなと思いますので、ただ建てればいいというわけではないと思うので、その辺も大事に考えてほしいというのを要望しておきます。

○委員長（細谷地多門君） 答弁いいですか。

○12番（古館機智男君） いいです。町長が何かありましたら聞きたいなと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 大変そこは大事だと思っています。1つは、交流駅というふうなことでございますので、やはり交流というのが一番の柱かなと思っています。ただ、それだけでなく、今委員さんおっしゃったようないろんな歴史的な、文化的な面も必要だろうと思いますし、そしてバスターミナルも接続したいというふうにご考えておりますので、そういった一つの大きな交流が私はメインになるのかなというふうにご考えております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） それでは、休憩したいと思います。

午前 10 時 43 分 休憩

午前 10 時 54 分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

そのほか質疑。

中村委員。

○2 番（中村正志君） それでは、内容の中で事業等をちょっと教えていただきたいところがあるのです。

まず、31 ページの下にアニメツーリズムを活用した地域活性化等を継続的に推進していくと。次に、33 ページの一番下に聖地巡礼アニメツーリズム推進事業という事業を実施するようですけれども、これの内容、今想定できるものあれば教えてほしい。

次に、37 ページの上のほうですけれども、オの給油所の確保。給油所の確保というのはガソリンスタンドのことだと思うのですけれども、最後のほうに直面する生活インフラの確保を図りながら一体的に取り組みを進めていくと。ガソリンスタンドの関係について行政で何か手だてをしてやろうとしているのかというのがちょっとわからないので、そこのところ。

あと、この中段のほうに、(2) の間に各 ICT 端末に対応したホームページの導入を図ると。今ホームページやっているわけですけれども、私はパソコンとかスマートフォン等でそのページは見れているのですけれども、そのほかに何か変わったことをやろうとしているのか。

あと、次に 41 ページの火葬場の建設、次のページと、43 ページに火葬場の建設についての部分があるのですけれども、これはかなり昔からいろいろ議論が大分あったようですけれども、最近なくなっているなというふうな気はしていましたけれども、総合発展計画の概要版のほうを見ていると、火葬場というのはなかったような気がしていたので、今になって出てきた背景というのを教えていただければ。

あともう一つ、その上のほうに特定環境保全公共、下水道事業だと思いますけれども、今現在の下水道の状況はどういう状況で、まだこれからどれぐらいやらなければならないのか、やる予定なのかというのがちょっとわからないので、教えていただければ。

以上、よろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） 確認しますが、中村委員、4 点だけ。アニメの関係と、それからガソリンスタンドの関係と、それから IT だったか……

〔「ICT」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ICT 端末、それから火葬場……

〔「と、最後下水道」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 5つだ。よろしいですか。

日山……

〔「ちょっと休憩を」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時58分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 初めに、アニメツーリズムでございますが、きのうの一般質問の中でも出たわけなのですけれども、現在「ハイキュー!!」の関係、あとはまちおこしに使えるかということで、所有者なり東宝さんのほうにこれから協議をすることにしているところです。具体的には、冬場のイベントとして考えております事業に「ハイキュー!!」の関係を交えたイベントができないかということをお考えしておりますが、いずれにしましてもこれは相手方の許可が得られるかどうかによって違ってきますので、そこについては今後の課題というか、検討の部分と思っております。

あと、ガソリンスタンドの関係ですが、これは町でガソリンスタンドを設置するというのではなく、過疎計画の中にガソリンスタンドがなくて困っている過疎地域が出てきているということで、この計画の中に盛り込むことによって国の応援施策が受けられるというものだそうでございます。県からの指導で、今回初めてその窮状ということで載せてございますが、具体的に既存のガソリンスタンドさんにどういうふうな恩恵があるのかというのは今の段階でちょっとわからないのですけれども、この計画にのせていくことによって何らかの措置がとられるのではないかと考えてございます。

それから、次のICTの端末の関係でございますが、現在の軽米町のホームページがスマートフォンに対応しておりません。ですから、映ったとしてもちっちゃく見えないとか、そういうようなことがあるので、スマートフォンでも町のホームページが見れるような形にしていきたいということでございます。

私からは以上です。

○2番（中村正志君） では、今の3つの件で……

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待ってください。

○総務課長（日山 充君） 今担当課長が調べに行っているようで。

○委員長（細谷地多門君） では、2つについては担当のほうに戻ったら。

○2番（中村正志君） では、確認を含めて。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 先ほど言った聖地巡礼アニメツーリズム推進事業は、要は「ハイキュー!!」活用の、町長の施政方針の中にもあった冬のイベント、新しいイベントというふうなことを想定しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

もう一つ、ホームページ、スマートフォン、私も見ますとホームページ映るのですけれども、こうやれば拡大して見れるのですけれども、そうではなく、いきなりぽっと大きく見れるということか、また違ったことなのですかね。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） アニメツーリズムの関係、現在そういうふうにはできないかという具体的な案として持っているのが冬場のイベントです。ただ、それ以外にも国体のおもてなしの関係とかもしかすると何かのイベントができるかもしれない。いずれ広い範囲で過疎債を使えるような形で盛り込んでいるものでございます。

それから、私スマートフォンを持っていないので何とも言えないのですけれども、いずれホームページをスマートフォンで見ると、拡大すれば見えるというお話ですけれども、非常に利便性が悪いそうでございます。ですから、ホームページがよりスマートフォンで見やすいような形に改修したいということでございます。

○2番（中村正志君） 1つだけ。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 聖地巡礼アニメツーリズムは今思案中という、相手次第というものもあるのですけれども、今後こういうのをやる上において、先ほどの入浴施設ではないのですけれども、宿泊施設というのもやっぱり今度は想定していかなければならないのではないかなと思いますけれども、そういうふうなのもあわせて関連づけて考えていただければいいのかなと。やはり来たら泊めなければなりません。今まで私も、きのう言ったように、一般質問でかつて軽米町に視察が何百人というのが来たと、しかしほとんどは通過型であったと。軽米で視察して、みんな泊まるのは二戸市、八戸市だったと。軽米に経済効果が果たしてあったのかなというふうなことがあるのですけれども、こういうふうなときに経済効果も含めた施策というのも今後考えていただければいいのかなと。これは要望で終わります。

○委員長（細谷地多門君） 先に下水道のほうから答弁いただきます。

新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 先ほど中村委員さんからご質問のありました、43ページに記載があります公共下水道事業の今後の予定ということではよろしいでしょうか。今現在、町場から向川原に移りまして、ことし、平成27年度、平成28年度、向川原地区をやっておりますが、最終的には岩崎地区、今ローソンがございしますが、

あそこら辺までが全体、今認可を受けているエリアの最終的な部分になります。そういうところでございます。

以上でございます。

〔何事か言う者あり〕

○地域整備課長（新井田一徳君） 今向川原の2路線でやってございます。1路線は向川原公民館の通りが1本です。それからもう一つ、公民館の奥の通りがもう1本、2路線やってございます。そして、平成28年度も引き続きまたその路線の継続となります。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 火葬場の件、中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 火葬場につきましては、先ほどの質問は総合発展計画の中にのっていないのではないかとということでしたけれども、総合発展計画の82ページの斎場の整備ということで載っているもので、今回過疎計画のほうで新たに載せたところでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 下水道のほうから先に。今向川原の報国橋から行ったあの道路の、あのあたりまでやっているというふうに範囲として感じたのですけれども、またこれから、うんとそっちのほうは広がっていくという……

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待って。ちゃんと質問して、それから答えてもらいたい。

○2番（中村正志君） ちょっといまいち、そこだけぼつっとしゃべられたものだから。今現在がどこまで来ているか。私のところは区域外だからあれだけれども、大体終わっているのかなというふうな気もしたりしているので。最近は延長延長という言葉もあったりして、全体計画の中から今やっていないところをずっと進めているのか、あるのだけれども何か経費がついたから延長しているのか、その辺がちょっとよくわからなかったのです。

○委員長（細谷地多門君） いいですか。

新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 今現在、報国橋の橋のたもとから1路線は向川原公民館のほうに向かって行きます。そして、もう1路線は住宅が5棟ありますが、あそこをまた通って、そして右の方にまた行く、あれの路線、2路線、今平成27年度やっております。そして、そのつながりでまた平成28年度も引き続き。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） わかりましたか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 今やっているのは、ここに載っている計画が、今は今やっていることですね。今ここに載っているのは、次また別な場所に行くのかということを知っているのです。

○委員長（細谷地多門君） では、平成28年度のこと……

○2番（中村正志君） 平成28年から平成32年までのことです。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

○地域整備課長（新井田一徳君） 時間をいただきたい……

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 火葬場について、追加してやったというような話で説明ありましたが、あわせて入浴施設も追加して計画の中にそれこそ入れたらいいのではないですか。実は46ページの保健衛生というところありますので、そこにつけるか。計画に盛り込んでみてはどうですか。町民は喜ぶと思いますよ。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山本町長。

○町長（山本賢一君） いずれ先ほどと同じでございますが、そういう時期が必ず来ると思っております。

○委員長（細谷地多門君） そのほか、いいですか。

先ほどの中村委員の質問で、地域整備課長から答弁いただきます。

新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） たびたびどうも大変申しわけございません。先ほど中村委員からのご質問なのですが、今現在まず認可を受けている処理区域141へク

タールということなのですが、それで向川原をやっておりますが、これから今後岩崎地区に向けまして続けて工事を進めていくということでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 岩崎地区というのは、町営住宅のあたりも含まれて……

○地域整備課長（新井田一徳君） そうです。

○2番（中村正志君） これからやるということ。

○地域整備課長（新井田一徳君） これからやります。

○2番（中村正志君） これからやるというのであれば、下水道整備をして、岩崎、関連になるのですけれども、住宅は多分そのままというわけにはいかないのではないかなという気はするのですけれども、今後住宅団地といいますか、その辺の計画、下水道を完備した住宅というふうな考え方、当然しなければならないと思うのですけれども、その辺まで想定した上でそこをやるようとしているのかどうかお聞きします。

○委員長（細谷地多門君） いいですか。

新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 当然あの住宅等がございますので、町の施設でもございますので、接続に向けて計画的に進めてまいればいいかなというふうに考えております。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） このことについては、また次の予算の関係で聞きたいと思っておりますので、よろしく願います。今は終わります。

○委員長（細谷地多門君） 皆さん、第1号議案どうですか。ありますか。

○7番（茶屋 隆君） では、最後いいですか。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 私もこの過疎地域自立促進計画というのを見させていただきまして、この前も説明あったときに見させていただきましてけれども、非常にまず物すごくいい言葉で書かれておりますけれども、本当にこのとおりに実現していただければすばらしくなると思うのですけれども、まずこれに書かれていることをできるだけ、ただ予算的な部分もあるというのを、課長の説明では1回にはできないということで、それもわかりますけれども、優先順位があるということですから、その優先順位に沿って、後でまず町民の意見、私たちもかかわってということでしたけれども、先ほど山本委員からもありましたけれども、私たちがかかわるというのはなかなか、どこで言えるかといえ、やっぱり年度ごとに計画を出していただいて検証しながらという形、きょうの時点でも本来であればこうするああするというのですけれども、これはあくまでも計画ということで具体的にまだこれこれというの

が出てきていませんから、これからの問題になると思いますけれども、町長も一般質問に対して、例えば軽米交流駅、これに町民からのアンケートもとっているから、これも参考にして、また百人委員会の意見も参考にするということですのでけれども、私ちょっと危惧していたのですけれども、これでやられていて百人委員会の中で話し合われたら、もうそれで意見を参考にしてということではなく、恐らくはこれから町民の方々の意見も参考にしていくと思いますけれども、やっぱりそれは事あるごとにみんなの意見を聞いて進めていっていただきたいと思いますので、その辺は要望しておきますし、例えば物産交流館を核として、商店街の空き店舗の利活用、すばらしくいいことだと思いますので、こういうようなことは商店街の活性化とかそういうような部分にはつながると思いますので、そういった部分も本当に具体性を持ってやっていただきたいと思いますし、例えば観光の部分で折爪岳、ヤイホイ、古屋敷の千本桂、市野々の大クリなどの名木という、まずここには言葉で並べていましたけれども、市野々の大クリの今の現状がどうなっているかというのを果たして確認しているのかどうか。私も何年か前でしたけれども、一般質問したときに行ってみて、全然まだそこに行ける状況でもない、老朽化して本当に手入れしなければどうにもならないというような状況でもありますので、ここにまだまだいっぱいあるのですけれども、ちょっと時間ないので指摘はしませんけれども、そういった部分も本当に検証しながらこれから進めていただきたいと思いますので、何かちょっとこれ、誰がつくったのかな、コンサルがつくったのかなといったらそうではなくして、これは役場の職員の方がつくられたということですので、その辺も検証されているのかなと思いますので、いかがでしょうか、課長。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員、確認します。大クリがどうなっているのか、それを聞けばいいの。では、総務課長でなく……

○7番（茶屋 隆君） 総合的に全部検証して……

○委員長（細谷地多門君） 総合的に……ちょっと休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 昨年私も行って、見てまいりました。すっかり整備されている、本当に普通の靴を履いていけるかといえはなかなか難しい部分もありますが、整備してまいりたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 軽米町の名木とかいろいろ、名所ありますけれども、そこら辺や

っぱり再度もう一回見直して、何カ所か軽米町の宣伝するパンフレットにも載っていますので、例えば国体なんかもありますし、よそから県内だけでなく県外から、全国から来るわけですから、恐らくその方たちは競技をすれば帰るかもしれませんが、まずどこかを見たいといったときに、例えば見たときにえっと思えばがっかり、それとおもてなしを考えていかなければいけないと思いますので、やっぱりそういうようなことは早急に対応していただければいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 要望で。

○7番（茶屋 隆君） はい。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待ってください。手挙げられれば当てなければいけないのだけでも、その他の委員はありますか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 最後になるかと思うのですがけれども、最後のページ、57、58ページに特別事業ということで、前の事業計画と別な形でのっている計画が、これは特別というのは特に過疎の何かが高いとか、違いは何なのでしょう。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 詳しい経過は、ちょっと私が担当していない時のことなのでよくわからないのですが、以前は過疎計画でソフト事業が対象にならなかったのですが、前回の計画の段階からソフト事業も過疎債が使えるようになりました。それで、今回特別事業という形にしてありますが、これはソフト事業をこの計画の中にのせたものでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほか、まだ発言していない委員の方々はいかがですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 監査委員からございませんという声がありますが……

〔「周りを阻止しないように……」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 先に進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○13番（山本幸男君） ちょっと、休憩中でもいいですが、資料の要求……

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前11時21分 休憩

—————
午前11時21分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

議案第1号、終わってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第2号に移りたいと思います。

◎議案第2号から議案第5号、議案第7号、議案第10号から議案第13号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第2号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例について説明をいただいて、その後質疑を受けたいと思います。
ちょっと休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、再開します。

議案第2号から担当の部分について、総務課長、説明いただきます。

○総務課長（日山 充君） 行政不服審査法の説明ということでございます。実は私も本文まで全部読んでいなくて、概要版ということで、改正の論点は承知しているつもりなのですが、十分な説明になるかどうかわかりませんが、もし不足の部分がありましたら調べてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

提案理由の説明でも申し上げたのですが、平成28年4月1日から全面改正された行政不服審査法が施行されるということで、それにあわせて軽米町の条例の中で引用している部分についてを改正しようとするものがほとんどでございます。議案第3号に関しましては、不服審査があった場合の審査を行う機関の設置ということで、新たな条例設置になっております。

それで、行政不服審査法の主な改正点でございますが、1つ目が審理員による審査手続、第三者機関への諮問手続の導入というものがございます。軽米町に限らず、行政機関、行政庁が下した行政処分に対して不服申し立てが、今までは異議申し立てというのがあったのですが、今までは異議申し立てという手続になったものに関して、審理をするに当たって処分に関与しない職員、審理員が両者の主張を公平に審理する制度ということと、有識者から成る第三者機関が大臣等の判断をチェックするということが内容でございます。

それから、1つ目が不服申し立ての手続を、さっきも言いましたけれども、審査請求の一元化ということで、異議申し立ての手続は廃止ということになります。いずれ今までは異議申し立てがあった場合に行政庁が判断して、それは認められませんかとか決定も行ってたのですが、それは行わず、いずれ審査請求が出されたものについては審査委員会の中で審査して、裁定をしてもらって決めるというふうな形に改正されております。

それとあと、審査請求をすることができる期間ということで、これまで現行60日間だったのですけれども、これが3カ月間に延長になるというのが行政不服審査法の主な改正点になっております。

それから、これは関連の法律のようなのですけれども、不服申し立て前置というのでしょうか、前置きという。前は不服申し立てをしなければ審査請求ができないというふうなことがあったのですけれども、その部分は廃止されて、いきなり審査請求ができるというふうなことになります。

大体法改正の趣旨はそういうふうなところだと思っています。

それで、軽米町の行政手続について定めた軽米町行政手続条例におきましても、第3条の第8号、これは新旧対照表を見ていただきたいのですけれども、適用除外の規定でございますが、その中に第8号として「審査請求、異議申し立て、その他の不服の」ということで行政不服審査法を引用した条文がございまして、廃止された異議申し立てと行政庁の決定という部分を削除したものでございます。

それから、続きまして議案第3号に移らせていただきますけれども、これは軽米町行政不服審査会条例ということで、審査請求があった場合に審査する機関を設置しようとするものでございます。なお、この審査会につきましては常設の審査会としてではなく、問題提起があった場合にその都度審査会を組織して審査していただくというスタイルをとるものでございます。審査会の委員につきましては、町の情報公開・個人情報保護審査会があるのですけれども、その委員の方々が審査請求の関係に関与していなければ、その委員の方々に審査会に入っていただけであればいいのかなというふうに今の段階では考えております。

それから、議案第4号は軽米町情報公開条例の一部改正、それから議案第5号が軽米町個人情報保護条例の一部改正でございますが、これは同じく審査請求ができることになっておる組織でございます。同じく文言の修正をするとともに、審査請求があった場合に、この議案第4号と議案第5号については新しく組織しようとする行政不服審査会ではなく、既存にあります情報公開・個人情報保護審査会で審査を行うというものでございます。そのように改正するという趣旨でございます。

行政不服審査法の関係で私の関係するのは……あと議案第7号、これは地方公務員法と行政不服審査法の関係の改正ということで、これに関しましても第5条第3号の部分が行政不服審査法の関係で、同じく「不服申し立て」を「審査請求」に改めようとするものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長のところはその部分だけ。

○総務課長（日山 充君） はい。

○委員長（細谷地多門君） では、山田課長の部分。

○税務会計課長（山田 元君） 議案第10号でございます。議案第10号は税条例の一

部改正でございますが……

〔「全然違うよ」と言う者あり〕

○総務課長（日山 充君） 先ほど確認したら、行政不服審査法に関連するものを一括してということだったので。

○税務会計課長（山田 元君） よろしいですか。

○委員長（細谷地多門君） はい、いいですよ。

○税務会計課長（山田 元君） 行政不服審査法の改正で議案第10号でございます。税条例の改正でございますが、第18条第1項中の字句の「不服申立て」を「審査請求」に改めようとするものでございます。この1カ所でございます。

それから、議案第11号でございます。行政不服審査法で、それぞれ地方公共団体について読みかえられるということでございますので、手数料についても条例で定める必要がございます。そのことから、手数料の額と減免、それから字句等について改正しようとするものでございます。具体的にはコピー代と、それから減免の規定に基づくというようなことになってございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第12号が軽米町手数料条例の一部改正ということで、先ほど税務会計課長からもお話がありましたが、手数料を定めるということで、内容は審査請求に係る写しの交付がある場合、1枚当たり20円とするものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第13号、では高田課長。

○産業振興課長（高田和己君） 議案第13号 軽米町農林業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例も、同じく行政不服審査法の改正に伴うものでありまして、第4条の見出し中「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「異議の申立て」を「審査請求」に改めるという内容になってございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 皆さんいいですか、行政不服審査法の改正に伴うものを議案第2号から第13号までだったか、説明をいただきましたが、それぞれ今説明いただいた部分で、全般的にどの部分と指摘していただければ答弁も楽ですので、よろしく申し上げます。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 私よくわからないというところありますけれども、基本的に異議申し立てをなくして審査請求に一元化する、あと迅速化というのが一つの大きな命題みたいだったようです、この改正の関係に。それによって本当に権利が守られるかどうかというのが1つなのですから、それでお聞きしたいのは、軽米町

の今つくられる条例が議案第3号の分ですけれども、あとはそれぞれ今までにある条例の字句を削るといっただけなのですけれども、議案第2号も大体そういうことですけれども、議案第3号の今までない条例をつくるというのがこの仕組みの中でちょっとよくわからない。今までこれはないときはどういう形で処理されてきたのかというのをまず。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 実はこれまで行政処分に対する不服申し立てというのがございました。それで、今回より町民、国民と申しますか、住民の方が問題があると思っていることに対して審査請求がしやすいよう、国民が審査請求がやりやすいような形の法改正になっているのかなと私は思っていたのですけれども、いずれ不服があった場合、前は異議申し立てをして、その裁定を受けて、それに対して不服がある場合に審査請求をしなければならないというふうな決まりになっていたようです。それを先ほど古館委員もおっしゃいましたけれども、迅速化させる意味合いで、不服申し立てを経なくても審査請求ができるというふうな組織になったようでございます。ですから、今まで審理をできる機関としては個人情報保護条例と情報公開条例の審査会しか実はございません。ですから、申し立てがあった場合に個人情報保護条例と情報公開条例の部分の異議申し立てについてはそのままやることになったわけなのですが、その他の部分について審査する場が実は軽米町にございません、今の段階で。ですから、新たに今回その条例を設置して、審査を行う場を設けようとして条例制定しようとするものです。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） よくわからないのですが、あるべきものがなかったのか、それとも今の法改正によってこれをつくらなければ対応する場所がなくなったということなのかというのを確認したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 今回の法改正で初めて地方公共団体にもこういうふうな審査機関を設けることができるという規定がプラスされました。それで、今回審査する場を設けたということでございます。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） そうすれば、前は行き所というのは行政庁に対してということで、町は受け付け窓口がなくて、それが新たな審査会をつくるという形になると理解してよろしいわけですね。はい、わかりました。

これまで軽米町における行政不服審査請求とかいろんなのが過去にあったかどうかわかりませんが、大きい問題なんかでは行政不服審査法を利用して解決したとか、してきたというか、国民の権利みたいな形であったわけです。国会の論議の中で我

が党が指摘したのは、救済の仕組みが後退すると、その中身は制度の一元化によって異議申し立てが再調査請求に変わり、参考人からの陳述や検証もなくなって、簡易な手続で事実関係の再調査をして処分の見直しを行う、そういう形になっているということが指摘しているところなのですけれども、過去の例で、水俣病認定申請の請求なんかでそういう制度が片づけられないで、実際に後で救済されたとかということがあるようです。そういう意味で、私なかなか行政不服審査というのを利用するというか、そういうことがなければいいのですけれども、あった場合、やっぱり迅速化だけが中心になって、本来の救済すべきものが救済できなくなるおそれがある、迅速化を中心にしたものについてはちょっと異論がありまして、軽米の場合はもちろん法が変わったという形で条例化しなければならないという部分があると、改正しなければならないというのがあると思いますが、そういう意味で今私自身も改正条項なんかも再検討しながらまた対応したいと思っておりますけれども、行政、役場にとっても本当に住民の不服の救済をきちんとできるかどうかというの、上から来たから自動的に条例を変えるとかつくるというだけではなくて、万全ではないかもしれないけれども、そういう対応をしていただきたいと要望をしておきたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 議案第3号の条例についてお願いしたいと思っております。審査法の改正というか、それに基づいてつくる部分の内容でちょっとお伺いしたいのですけれども、第3条に委員は5人以内とあるのですけれども、これは今お話の中では情報公開の審査会を予定しているということなのですけれども、名前はいいのですけれども、多分団体の代表かなんかだと思っておりますけれども、どういう方になっているのかなということが1つです。

あと、第4条第4項の委員は在任中、政党その他について運動してはならないとあるのですけれども、在任中というのはその都度設置して、用が終われば廃止するという、その期間だというふうに思うわけですが、ただもう既に大体委員の方を予定している人がいるようですけれども、そういう方が在任以外のときにそういうふうな活動しているようなときには、別な人を選ぶのかどうかというのが1つ。

次に、一番下に会議ですけれども、第6条の会長が招集し、会長がその会議の議長になる、これはこのとおりですけれども、ただその都度の審査会ということであれば、一番最初には町長が招集して、それぞれ町長が委嘱をして、それから会議が始まるのかなというふうに思うわけですが、そのときはなかなか会長が決まっていない段階で招集というか、もしかすれば町長から委嘱状をもらった段階で、そこで会議をやって会長を決めて、会長が決まった時点で、では今から招集します

よというふうなことを想定しているのか、ちょっと順序として果たしてこれでいいのかなというのが1つ感じられました。

次、あと裏のほうですけれども、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと、3人いれば会議が成立すると。3人いて過半数で決すると、2対1でいいのだよと、これでいいのかなというのもありますけれども、この辺裁判員裁判みたいな雰囲気がないわけでもないのだけれども、指導者が果たしてどのぐらいいるのかなという気がしたりして、ちょっとその辺わからない部分があったのですけれども。

ただ、最後に罰則の第8条、第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する、私はちょっと条例とかそういうのをつくるのはよくわからないのですけれども、条例で刑罰を与えることが可能なのかなというのがちょっと疑問に感じていたので、ここでということは町長が懲役を与えるのか、何かここがちょっと不自然さを感じるのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 初めに、今の情報公開・個人情報保護審査会の委員の構成でございます。人数が少ない職の方が多いので、個人名はわかるとは思いますけれども、役職だけでお知らせします。司法書士の方、それから行政相談員、それから軽米郵便局長、それから婦人消防協力隊長、それから保護司の方をお願いしています。

それから、招集の関係でございます。ここに関しましては、ちょっと私どもも混乱しております。後で整理してお答えしたいと思います。

それから、罰則の関係でございますが、実は情報公開・個人情報保護審査会の条例の中での罰則規定が、同様のものがうたわれております。これは裁判所に問い合わせをしまして、罰則規定これでいいかというのを確認しながら進めています。ですから、罰則が出た場合は裁判所から罰金とかなんとか命令されるという形になると思います。よろしいでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 確認ですけれども、では罰則は、どの時点で発覚するかわからないですけれども、発覚した時点で裁判所のほうに報告するという、そうすれば裁判所が本人に対して……裁判所から本人を出頭してこういう刑を与えるということなのですか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 申しわけございません。そこも今ちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） そのほかの委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ終わりますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第6号だか……6号、8号、9号だっけか。
ちょっと休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

◎議案第6号の審査

○委員長（細谷地多門君） では、議案第6号から説明いただきます。
日山課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第6号でございます。こちらは第1条、第2条とありますけれども、第1条が軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するもので、地方公務員法が改正されまして、勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めるというのが、以前は24条の6項の規定に定めなければならないという規定があったのですが、今回地方公務員法が改正されて、24条5項に項目が移ったことから、その引用の部分を変えようとするものです。

それから、第2条の関係は、新旧対照表も裏面にありますけれども、こちらも地方公務員法の一般職員の旅費に関する条例の一部を改正するのですが、運用している部分が24条の第6項から24条第5項に変わったことによって、今回改正するものです。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 議案第6号の説明終わりましたが、質疑を受けたいと思いません。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第7号の審査

○委員長（細谷地多門君） 次に、議案第8号……

〔「7号終わったっけ」と言う者あり〕

〔「一部しかしゃべってない」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ああそうか、終わったと聞いていたった。

では、議案第7号について終わっていない部分、総務課長。

○総務課長（日山 充君） こちらも、先ほど行政不服審査法の部分は説明申し上げまし

たけれども、地方公務員法の改正に伴いまして、第3条のところで任命権者の報告事項ということで、報告しなければならない事項が定められておりますけれども、それが改正になりまして、「人事評価の状況」というのが第2号として追加になり、それから「休業の状況」というのが第5号として追加になっております。

それから、第8号として「退職管理の状況」が追加になり、以前第6号で「研修及び勤務成績の評定の状況」というのがあったのですが、人事評価制度が導入されることに伴いまして、「及び勤務成績の評定」の部分が削られ、追加になった部分の番号を修正したものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 質疑を受けたいと思いますが、どなたかありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） この人事行政運営等の状況の公表というのは、条例の内容ちょっとわからないのですけれども、例えばこの前の広報に町職員の給与を公表していましたけれども、これがこれにかわるものということではないのですよね。いつ公表するものなのか、どういう形で今まで公表してきたのか教えていただければ。条例の内容わからないので、公表するとついているかどうかわからないのですけれども、多分これを見れば1年に1回ぐらい公表しているのではないかというように感じるわけですが。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 給与等の状況については、確かに中村委員がおっしゃるとおり公表しています。その他必要な事項、今回改正になったわけなのですが、これらについての公表もしなければならぬということでございます。それで、私もちょっとそこは調べて、報告させていただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 例えば、今回新たに入った退職管理の状況とか休業の状況、人事評価についてはこれから、来年度から人事評価はやるというふうなお話でしたので、そのことかと思うのですけれども、退職管理の状況と休業状況の内容というのはどういうことに……

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと立ち話しないで。

○2番（中村正志君） その内容をちょっと、どういうことなのかと。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） そのことも確かめて、確認してから報告します。

○委員長（細谷地多門君） 午前はここまでにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 暫時休憩します。

午前 11時56分 休憩

午後 零時58分 再開

○委員長（細谷地多門君） 午前中の休憩前に引き続き、午後から再開します。

午後から山本委員が1時間ほどおくれると言っていたかな、もしかすれば休みになるかも知れませんが、そういう連絡受けています。報告しておきます。

それでは、午前中中村委員からの質問で、総務課長、答弁していない部分がありますので、答弁していただきます。

日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 初めに、罰則規定の運用方法といいますか、そちらのほうをお答えしたいと思います。罰則の運用に関しましては刑事訴訟法によるものということで、町が守秘義務違反なりそういうふうなものの違反があったということで裁判所に訴訟を起こす形をとるそうです。それで、相手方のほうも弁護士等立てられるのであれば立てていただいて、裁判所の中で判決を出していただいて、その判決結果をもとに罰金とかそういうふうなものの請求をするということになるそうです。

それから、もう一つの人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございますが、第3条の規定は任命権者が町長に報告する義務があるものでございます。例えば農業委員会だとか教育委員会だとか議会事務局の関係とか、そちらの職員のこれらの状況を3月末日までに町長に対して報告するというものの中の項目がこの項目でございます。町長は、これらの報告を受けて、それを取りまとめして町民の皆様には給与等の情報をお知らせしているわけですが、概要を報告するということになっています。

それで、退職管理の状況とか休業の状況というのはどういうことかというご質問もあったかと思うのですが、休業というのは一般的に育児休業でございます。病気の場合は大概病気休暇ということになっております。休業と休暇の違いは何かということですが、休業は給料が支払われない休みというのが休業になるそうです。退職管理の状況につきましては、本年度の退職予定者何人とかというのの報告ということでございますが、実際の運用に関しましてはそれぞれうちの人事担当のほうにその都度相談がありますので、実際には全部形にのっとって報告されているわけではなくて、その状況についてはそのたびごとにうちの人事のほうに報告があるというところで運用させていただいております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員、よろしいですか。

中村委員。

- 2 番（中村正志君） 私も昼の間に条例等ちょっと印刷してまいりましたけれども、報告事項についてはそのとおり便宜上というふうな部分があるのかなという気はしますけれども、実際町長がみんな決裁したりしているでしょうから、わかっているかと思うのですけれども、ただ最後の公表の方法のところ、軽米町広報に掲載する方法、その他町長が必要と認める方法により行うものと、これ毎年度3月までに公表するというふうに書いてあるわけですけれども、これまでこれについて公表したことがあるのでしょうか。さっき給料の話がちらっと出たのですけれども、給与の公表がこれにかわっていたのか、ここちょっと確認したいと思います。
- 委員長（細谷地多門君） 総務課長。
- 総務課長（日山 充君） 給与の報告とあわせて、毎年職員数等の報告も一緒に広報に掲載していると思うのですけれども、全てを載せるということではなく、あくまでも概要ということで、現在までは広報に載せて伝えるとさせていただいているということにしています。
- 委員長（細谷地多門君） 中村委員。
- 2 番（中村正志君） では、確認ですけれども、先月出た町職員の給与公表、これがすなわち人事の公表と同じだよというふうに解釈してよろしいのですね。
- 委員長（細谷地多門君） 日山課長。
- 総務課長（日山 充君） 私はそのように判断しています。
- 委員長（細谷地多門君） そのほか。
古舘委員。
- 1 2 番（古舘機智男君） 議案第7号の関連の人事評価の状況というので、先ほど中村委員の質疑にも何回か出てきましたけれども、人事評価制度がこれには出てこないのですが、町でも平成28年度から法的には施行されるという形になって、準備をしているやに思います。それに伴う地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う人事評価の制度の問題ですが、それに伴う条例の制定とか改正とかというものがあると思うのですが、人事評価制度の、今の議案第7号のところの（2）の部分にも関係してくるのではないかなと思うのですが、本体のほうの条例とかが当然出てくるのではないかなと思っているのですが、それがどういう状況になって、これとの関連は、人事評価制度との関連についてご説明ください。
- 委員長（細谷地多門君） 日山課長。
- 総務課長（日山 充君） 人事評価制度の運用に関しましては、ちょっと今ど忘れしたのですが、規則か規程だったかでやることにしております。それで、規則、規程についてはこの前制定いたしまして、それに基づいた今試行を、この間3月の、予定ですと5日までに1次評価、2次評価と確認のところまでを進めております。若干おくらしている部署もございまして、基本としては一旦評価をやってみました。

ただ、やはり評価してみて、どうしても評価者によるばらつきもございますし、これから評価の仕方については来年度の本番に向けてさらに検証していきたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 先ほどの地方公務員法、法律の一部改正によって人事評価制度ができた、ほかの自治体の情報を見れば条例を制定しているところもあるのですが、そういう意味では一部改正によってそれは条例にしなくても、規則等々で対応してもいいということであるからそういうふうに行っていると思うのですが、これまでの人事、勤務評定とかもそれなりにしてきたかもしれませんけれども、大きな変更というか、新しい制度だと思えます。総務省で出した人事評価制度の導入等についてというのを見ても、これまでのやり方、科学的にというか、整理された形で制度化するということだと思うのです。そのためには、やっぱり人事評価というのは職員にとっては非常に関心事であったり、自分が正当に評価されることも含めて大事な問題でありますから、そしてこれ等を見ると結構厳密にというか、制度的には確立されたような部分もあると思うのですが、やっぱり職員とも協議、周知、あとは職員を代表する労働組合との関連での協議とか、いろんなのが出てくるのではないかなと思います。当然のことながら、規則で制定していたら条例と違って議決事項ではないのだけれども、きちんとその仕組み、中身は公表される、議会の中でもなされるべき問題だと思うので、改めてまだ試行期間であって確定ではないというのだったらあれですけども、規則を公開することをまず求めたいと思えますし、一方では議案第7号の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の中では人事評価の状況というのは出てくるわけですし、改めて規則といえども改廃なども議会に関係ありませんし、町が持っている条例という形できちんと位置づけるということが必要ではないかなということも含めて答弁を求めたいと。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） まず初めに、人事評価制度の職員への周知あるいは協議の状況なのですけれども、経営会議の中で人事評価制度、夏のあたりから何度となく協議いたしまして、最終的に決定する前、1月ごろだったと思えますけれども、職員組合のほうにもこういう方向でやりたいということで説明し、同意もいただいております。

規則の公表については、今策定したものがございますので、後ほどそれは写しをお出ししたいと思います。

条例で定めるべきかという問題に関しましては、ちょっと私この場でお答えできませんので、申しわけございません。調べさせていただきたいと思えます。

○12番（古館機智男君） 今の、本来のこっちのあれですから……

- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。
- 12番（古舘機智男君） ええ。人事評価の問題については、規則を見せていただい
からと思います。
- 委員長（細谷地多門君） 議案第8号に移ってよろしいですか。
〔「はい」と言う者あり〕
-

◎議案第8号の審査

- 委員長（細谷地多門君） 議案第8号、日山課長。
- 総務課長（日山 充君） 議案第8号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例でございます。
- さきに改正になりました農業委員会等に関する法律において、新たに設置される
ことになりました農地利用最適化推進委員の報酬を定めようとするものでございま
す。金額につきましては、農業委員と同額としております。
- 以上でございます。
- 委員長（細谷地多門君） 質疑ありませんか。
中里委員。
- 1番（中里宜博君） 確認ですけれども、これは農業委員も推進委員も同額というこ
とは、名称は違って中身としては同様に動いていただくということによろしいでし
ょうか。
- 委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。
午後 1時11分 休憩
-

午後 1時11分 再開

- 委員長（細谷地多門君） 再開します。
高田課長。
- 産業振興課長（高田和己君） ただいまの質問ですけれども、現在のところ農地利用最
適化推進委員は農地の集積等に協力的に仕事をしていただくこととなりますが、農
業委員さんと一緒にその地区を回って活動していただく方向で考えております。
- 以上です。
- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか、中里委員。
- 1番（中里宜博君） そうすれば、総会も毎回推進委員さんも参加するというこ
と。例
えば、あと農業委員の大会とか県の大会とかもあります。そういう対外的な部分
にも推進委員さんも参加するような形になるのですか。
- 委員長（細谷地多門君） 高田課長。
- 産業振興課長（高田和己君） 今のところの考え方ですけれども、中里委員のおっしゃ

るとおり同様に考えていました。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

議案第8号についてどなたかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第9号の審査

○委員長（細谷地多門君） なければ、議案第9号の説明いただきます。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第9号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、第1条が平成27年度の給与改定分でございます。岩手県の人事委員会勧告の内容と同様に、平成27年4月に遡及して改正するものでございます。

あと、上段、第8条の2第1項の関係でございますが、こちらは医師等に係る事項であるため、当町においては実際に支給はないのですけれども、条例で規定されているために、岩手県人事委員会勧告の内容と同様に改定するものでございます。

それから、次の第20条第2項第1号と同項第2号の100分の5の部分でございますが、岩手県人事委員会の勧告においては勤勉手当を0.15カ月分引き上げることとしておりますが、改定前の岩手県と当町の給与条例を比較すると、当町が0.1カ月分多く規定されておりますので、総支給月数が同一となるように、当町においては0.05カ月分を引き上げようとするものでございます。

それから、第2条の関係、給料表がずっとありますので、見ていただきたいのですけれども、13ページから第2条としております。第2条の関係は、平成28年度の給与改定でございます。国においては、平成27年4月から地域間や世代間の給与配分の見直し等を内容とする俸給表、諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを実施されており、岩手県の人事委員会においても平成27年の給与比較を行ったところ、給与制度の総合的見直しを行うことが適当であると判断されました。これに伴い、当町においても独自の給与表を設定し、運用していくことはハードルが高いことから、岩手県と同様の給与改定を平成28年4月1日に実施する予定としております。

平成28年度からの給与改定の中身につきましては、以前にもご説明申し上げましたけれども、割と高年齢層の職員の給与を最大3%程度引き下げ、若年層を1%程度引き上げることによりまして、改定後の給料表の水準を平均1%程度引き下げるといってございます。

それから……

- 委員長（細谷地多門君） 課長、要点だけでいいよ。
- 総務課長（日山 充君） ああ、そうですか。
- 委員長（細谷地多門君） あとは聞かれたのに答えるようにしたほうがいいかな。
- 総務課長（日山 充君） あとは、提案理由説明の際に申し上げた中身でございます。
- 委員長（細谷地多門君） 議案第9号について質疑を受けたいと思います。

古舘委員。

- 12番（古舘機智男君） 関連になるのですけれども、先ほど農業委員の特別職の関係が出てきましたけれども、人勸関係ではほかの自治体で特別職も人勸に基づいた検討もしているようなのですけれども、今回私は軽米が提案されないでよかったかなとは思っていましたけれども、その辺の判断についてちょっとお伺いしたい。
- 委員長（細谷地多門君） 日山課長。
- 総務課長（日山 充君） 近隣市町村を調べましたところ、軽米以外は全部引き上げの形をとっているようでございます。次回のおきにお決めいただきたいと思っております。済みません。
- 12番（古舘機智男君） 請求したわけではないので。
- 委員長（細谷地多門君） 第9号についてそのほか。

中村委員。

- 2番（中村正志君） 改定の給料表というよりも、27ページにある標準的な職務というところでちょっとお伺いしたいです。この中に主事とか主任とかという一般的な職種、職務、職階があるかと思うのですけれども、生活相談員とか社会福祉主事とか社会福祉士とか教諭とかってあるわけですけれども、1つお聞きしたいのは社会福祉主事と社会福祉士の違いは何なんでしょうか。
- 委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時19分 休憩

午後 1時19分 再開

- 委員長（細谷地多門君） では、再開します。

中村委員。

- 2番（中村正志君） 同じ分野のところなのですけれども、一般職と医療職と分かれているのですけれども、医療職には看護師とか保健師とか栄養士とかというのが含まれているのですけれども、最近には今言った社会福祉士という方も採用されると。何か国家資格だというふうな話を聞いたりしていましたがけれども、そこでこの表を見たときに、これ町長部局だけの話なのかなと思ったら教諭というものもあるから、多分教育委員会も含まれているなと思っているのですけれども、教育委員会の中にもここにある職務として、例えば社会教育主事とか、図書館にいる司書とか

というふうな資格の方々もいらっしゃると思うのですけれども、その辺のところは別なのでしょうかということも1つです。

それから、職員名簿、私たちももらって、これを見たときに、ある方が社会福祉主事兼栄養士という職名をもらっている方がいらっしゃるのですけれども、その方は給料表はどちらが適用になっているのでしょうか。実際やっていることでしょうか。栄養士は医療職ですよね。社会福祉主事は多分これだと一般職になっている。その方を兼務させたときにどういうふうな給料を与えているのかをちょっとお伺いしたい。この2点をお願いします。

○総務課長（日山 充君） 確認させてください。

○委員長（細谷地多門君） その旨を確認して、後ほどお願いしたいと思います。
そのほかありませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） では、給料表については、まだ答弁していない部分は後で確認して、お知らせしたいと思います。

議案第9号を一応終わって、移りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎議案第14号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第14号について説明をいただきます。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 中身が違うな。これは分けたほうがいいな。

議案第14号、第15号が損害賠償の件では共通していますが、中身がちょっと違うので、分けたいと思います。

議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて議題といたします。

担当課長から説明いただきます。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第14号につきましては、内容について提案理由説明の中で詳しいことを申し上げましたので、ご質問を受ける形で回答したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 議案第14号について質疑を受けたいと思いますが、よろしいですか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第15号の審査

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第15号。

○2番（中村正志君） 議案第15号に関して、私さかのぼったときに当事者の関係があるので、審議する場合において退席させていただきたいと。平成25年度からの事案のようですので、当時私教育委員会に在籍していた身分ですので、この審議に関しては退席させていただきたい。いてもいいというのであればありますけれども。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時25分 休憩

午後 1時26分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

ただいま議案第15号の審査に関して、中村委員が関係があるということで一時退席しましたので、ご了解ください。

議案第15号について説明をお願いします。

○総務課長（日山 充君） 議案第15号につきましても、本会議場におきまして提案理由については詳しく説明しております。質問にお答えする形でお答えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 議案第15号について質疑を受けたいと思います。どなたかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、第15号を終わりたいと思います。

ちょっと休憩します。

午後 1時27分 休憩

午後 1時27分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

◎議案第16号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第16号 あっせんの申し立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第16号につきましても本会議場で説明申し上げているわけですが、今回の申し立てとして平成24年度及び平成26年度に発生した費用ということで、平成25年度の分が抜けているわけなのですけれども、平成25年度の分につきましてはもう既にあっせん申し立てをし、その損害賠償金を町のほうに入れていただいております。平成24年度、平成26年度にかかった空

気の線量測定機の購入費とかそういうふうなものの残っているものについて、今回あっせん申し立てを行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第16号の質疑を受けたいと思います。どなたか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 本会議場内できちんと聞いていなかったのもあるのですが、あっせんを求めるわけですけれども、あっせんということになれば、例えばその額というのはなれば100%なのか。一般的には前の実績なんかから比べて、相当額というのは結果として得られるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 以前に行ったあっせんに関しましても100%ということにはならなかったと私は記憶しております。いずれ今回のあっせんに関しましては、岩手県を含め各市町村が一緒にこのあっせん申し立てを行うということで進めております。できるだけ100%に近い額であっせんしていただければと思っておりますが、そうはならないと多分思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） あっせん額が109万3,000円、過去の例でいっても100%というのはなかなか難しい。例えば今までの実績だったら、中身によって違うとは思いますが、基本的には自治体としての被害の判断基準みたいなのが決まっていて、その基準から積算したもので、そんなに違いがないと思うのですが、これまでの実績は何%ぐらいになっていたのかということと、あっせん以外には例えば訴訟とかなんか、いろんなことはかえってお金かかって大変なことだと、難しい部分もあると思うのですが、過去の実績と、これから決まればもう仕方がない、あっせんだから受けざるを得ないことになると思うのですが、今までの実績についてちょっと。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 申しわけございません。手元に資料持ち合わせございませんので、後で調べてお答えします。

○12番（古舘機智男君） わかりました。

○委員長（細谷地多門君） そのほかはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） では、後でまたお願いしたいと思います。

議案第16号を終わりたいと思います。

議案第17号に入ります……休憩しますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時32分 休憩

午後 1時44分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

先ほどの質問の中で答えていない部分が幾つかありますので、まず答えれる数、全部ではないようですが、総務課長から答えていただきます。

それでは、日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 初めに、古舘委員からご質問があった調定の額で、実際に決定になった、和解額の関係でございますが、第1次の分で66万円余りの損害額のあっせんの申し立てをしております、和解額としましては41万円ということで、率にしますと大体62%の率になってございます。

それから、人事評価の関係の、あれは規程と実施要領で定めております。それで、2月に公表しておりますので、後で議員の皆様にもお配りしたいと思っております。

条例設置の必要がないかにつきましては、ちょっと今調べておりますので、お時間をいただきたいと思います。

それから、社会福祉主事と社会福祉士、違いなのですが、社会福祉士のほうは国家資格でございます。社会福祉主事のほう……そちらのほうは講習を受ければ資格が得られるという違いがございます。設置の義務が健康福祉課のほうの事務をやる上で必要だということで、社会福祉士を置いております。

それから、社会教育主事の関係でございますが、職の設置の関係では社会教育主事というのがあります。ただ、実際現在辞令交付している職員に社会教育主事という辞令交付をしている者がおりません。必要であれば、後の改正で社会教育主事のほうを発令したいと。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 今の答弁に対して、中村委員。

○2番（中村正志君） 社会福祉主事と社会福祉士、社会福祉主事が健康ふれあいセンター等にいないといけないということですか。社会福祉士のほうですか。

○委員長（細谷地多門君） まだ続くのかな。

○2番（中村正志君） では、そのことについて。

○委員長（細谷地多門君） いいですか。

川原木課長。

○健康福祉課長（川原木純二君） 中村委員の質問にお答えします。社会福祉士でございます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ということは、私も教育委員会のほうに長くいたので、辞令を交付していないと言いましたけれども、教育委員会の職員の辞令は多分教育委員会で発令すると思うのですけれども、多分社会教育主事という辞令は発令されているのではないかなと私は思います。なぜならば、これ見ていなかったのですけれども、主事兼社会教育主事って最近は出てありますね。そういう言葉が最近出てきていましたけれども、昔は別に主事兼ではなく、ただ単なる社会教育主事ということで、私もそういう任命されたこともあるのですけれども、ですから多分社会教育主事も社会福祉主事も同様な修了資格ですから、同じようなものだと思うのですけれども、そこで社会福祉士の場合、国家資格というふうなこと言われましたけれども、この場合の給料表がほかの医療職である保健師とか看護師、栄養士等の国家資格といえますか、そういうふうな人たちと同等なレベルではないのかなというふうを感じるわけですけれども、この辺のところの給料の定め方を検討すべきではないのかなというのを感じたので、ちょっとお話しさせていただきました。いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 先ほどの質問の中、お答えの1つを忘れていましたけれども、社会福祉主事と栄養士と兼務発令している人の給料はどちらを使っているということについて、行政職の給料表を使っているそうです。医療職の給料表と行政職の給料表の違いというのは、若いころは医療職の給料表が同じ年代で比べるとちょっと高いそうです。ところが、給料表の上がないといえますか、職階が短いものですから、年齢がいくに従って一般行政職の給料が高くなるというようなことのようにです。

それで、社会教育主事の関係がそういうふうな辞令が出ているか出ていないかについては、教育委員会のほうからもちょっと確認してからお答えしたいと思います。

〔「関連して」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 私も今のお話の一般職と医療職の違いというふうなものをちょっと昔聞いたことありました。ただ、1年前、2年前に医療職の方が課長をやられましたよね。あのときはどの給料表だったのでしょうか。一般職にぼんと上がってやったのか。というのは、多分医療職の人というのはもう管理職にはないのだよというものの発想の中で、この給料表生まれているような気がするのですけれども、その辺のところをちょっと検討課題ではないのかなという気がしますので、社会福祉士みたいな国家資格の方も含めて検討すべきではないのかなというふうに私は思いますので、検討いただければと思います。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時51分 休憩

午後 1時52分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 今お聞きになったことではないのですが、社会教育主事を命ずるといふ辞令が出ております。いずれ、ではこの部分については修正というの
はできるのでしょうか。

○2番（中村正志君） いや、別にだからといって給料が変わるわけではないと思います
ので、これからの検討でいいと思います。

○総務課長（日山 充君） では、次回の際に改正させていただきたいと思います。申し
わけありませんでした。

○委員長（細谷地多門君） あと1つ、さっきやった……

〔「検討課題ということで」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 検討課題でいい。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 医療関係のほうの、健康福祉課長に上がった……

〔「まあ調べればわかると思います。医療職のま
まだったのか」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 検討ということで、答弁なしということで。

それでは、議案第17号に入ってよろしいですか。

その前に、皆さん、きょう3時で終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） では、3時まで頑張ってくださいと思います。

◎議案第17号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第17号 平成27年度軽米町一般会計補正予算（第6
号）についての審議に入りますが、歳入歳出全般の説明を受けた後、質疑は歳入全
般、それから歳出については款ごとに質疑を受けたいと思いますが、そのような進
め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、歳入歳出全般の説明をしてください。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 一般会計補正予算の第6号の関係、表紙にございます第1条
の1項、2項、第2条につきましては本会議場のほうで説明させていただきました
ので、省略させていただきます。

今回の主な改正は、先ほどご説明申し上げました平成27年度の給与改定に伴う補正、それから今マイナンバー制度導入に係って情報セキュリティの関係がございまして、一般のインターネット回線、それからL G W A N回線と、それから住基ネットの3つの回線をそれぞれ独立したものにしなければなりません。その関係で国庫から補助金が、定額でございしますが、580万円入ります。それでは間に合わない部分を起債と、それから一般財源で対応させていただくというふうな関係が主ではございますが、歳入について主なものを申し上げれば、7ページをごらんいただきたいのですけれども、地方交付税としましては交付税の額が確定いたしまして、406万8,000円を増額補正させていただいております。

それから、国庫補助金の関係では総務費の国庫補助金として、先ほど申しました地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金ということで580万円、それから同じく選挙費のシステム改修補助金ということで8万2,000円、それから民生費の国庫補助金として社会福祉費補助金が5,089万6,000円、児童福祉費の補助金が27万5,000円となっております。

それから、民生費の県補助金については実績によりまして在宅医療介護連携促進事業補助金を43万2,000円減額しております。

それから、今回の補正で不足となります2,199万1,000円については財政調整基金を取り崩しさせていただいております。

また、雑入といたしましては記載の中身のと通りの雑入を今回補正させていただいており、617万4,000円の補正とさせていただいております。

また、町債といたしましては、総務債ということで情報セキュリティ強化対策事業債、国庫補助に対応した分、国庫補助金が2分の1ということになっているので、580万円までは特別交付税措置があるということで、その額の方だけを今回起債とさせていただいております。

歳出のほうは、それぞれ……いいですか。

○委員長（細谷地多門君） 全般を説明してもらって、それから質疑を分けて行いたいと思います。

○総務課長（日山 充君） 9ページの議会費に関しましては、職員の給与改定に係る分の補正でございます。

それから、総務管理費の一般管理費につきましても給与改定の部分が主なものでございます。

2目文書広報費につきましては、先ほど申しましたネットワーク強靱化システム構築委託料ということで2,909万円の補正をお願いするものでございます。

それから、次の諸費に関しましては実績に基づく補助金の返還金でございます。

それから、企画費に関しましては給与改定の分、それから徴税费、それから戸籍

住民基本台帳費につきましては給与改定による補正、選挙費につきましては先ほど歳入のほうでも申しましたけれども、選挙管理システム改修業務委託料16万6,000円と、あとは給与改定の補正でございます。

それから、統計調査費、それから民生費の1項1目の社会福祉総務費に関しては給与改定による補正でございます。

あと、申しわけございませんが、個別の年金生活者等の中身について、ちょっと私も詳しく把握しておりませんので、こちらについては担当課のほうからご説明申し上げたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） あなたの部分……

○総務課長（日山 充君） あとは、私の部分では9款の消防費でございます。これは二戸地区広域行政事務組合の常備消防の関係の部分の負担が精算の結果、19万7,000円当町の分が不足ということで、不足分を予算化させていただいております。私の分は以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） あとは誰だっけ、説明の担当課。
健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原木純二君） 3款民生費、社会福祉費の8目年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業費でございますけれども、これは昨年12月に閣議決定され、一億総活躍社会に向けて、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者に対して1人当たり3万円支給するというものでございます。対象になる方が、平成28年度中に65歳以上となる昭和27年4月1日以前の方が対象になります。あとは、それに伴う事務費等の計上でございます。これについても満額国のほうから補助ということでなっております。

あと、民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費の委託料でございますけれども、これは子ども・子育て支援法により、平成28年度より幼児教育の段階的無償化を図るということで、今まで第1子、第2子の数え方なのですが、保育園に入っている方が2人いれば第1子、第2子ということだったのですが、今回その上にお兄さん、お姉さんがいる場合、それが18歳ということではなく、同一世帯で監護されている方がいれば、その方を第1子という見方をして、本来第1子目と数えていたのが第2子、第2子目と数えていたのが第3子というような形になって、第1子目が半額、第2子目が無料という制度改正に伴うシステムの改修費用でございます。

補償、補填及び賠償金ですけれども、先ほど議案のほうに載せていました落雪によるトラクターの補償費でございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（細谷地多門君） 次は中野課長かな。

では、町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） では、町民生活課に係る部分に対する説明を行います。

では、13ページになります。4款の衛生費の2項清掃費、2目の塵芥処理費及び3目のし尿処理費になりますけれども、これは先般の二戸地区広域行政事務組合負担金が確定したことによる、塵芥処理費については249万円の減額、し尿処理費については28万8,000円の増額となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（細谷地多門君） まだあったか。

川原木課長。

○健康福祉課長（川原木純二君） 済みません、先ほどの幼児教育の段階的無償化ですけれども、年収360万円未満相当の世帯について該当になるということで、先ほど言いませんでしたので、申しわけありませんが、よろしくお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 高田課長。

○産業振興課長（高田和己君） 続きまして、農林水産業費、13ページになります。6款の第1項農業費、それとおめぐりください、14ページ、6款2項林業費、それから7款1項商工費、それから8款のうち3項の河川費、いずれも給与改定による増額でございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 地域整備課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 地域整備課の新井田と申します。14ページをごらんください。8款土木費、2項道路橋梁費、補正額3万5,000円、給与改定によるもので2万2,000円、そして職員手当等1万3,000円。

そして、同じく8款2項2目道路維持費800万円、除雪業務委託料としてお願いするものでございます。

15ページに移りまして、8款土木費、4項下水道費、1目下水道整備費4万7,000円、下水道事業特別会計繰出金としてお願いするものでございます。

次に、8款土木費、5項住宅費、住宅管理費、これは給与改定、それから時間外勤務手当、勤勉手当ということで5万2,000円を補正お願いをするものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 10款の教育費、説明。

教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 教育費でございます。16ページになります。教育費、教育総務費、それから中学校費、幼稚園費、社会教育費、いずれも給与改定による増額でございます。

最後のページになりますが、先ほどの議案第15号になりますボクササイズの和解金10万円となっております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） これで全部だな。歳入全般、それから歳出、款ごとにそれぞれの担当課長から説明いただきました。

質疑を受けたいと思います。歳入全般、どなたか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 歳入の確認であるのかどうかあれですが、8ページの雑入の社会福祉協議会派遣職員給与費等負担金、多分再任用の給料なのかなという気がするのですけれども、これはなぜ雑入に入っているのか。さっき説明しましたっけか。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 歳入科目として適当な場所がないということで、雑入で入れさせていただいているのですけれども、社会福祉協議会の派遣職員、いちい荘と社会福祉協議会の事務局のほうに今2人職員派遣しております。その分が447万2,000円、満額ではございません。社会福祉協議会のほうで払える金額でということで協定を結んでおりますので、そちらのほうの給与額で再任になっています。

それから、教育施設運営会のほうの費用負担につきましては、前当町からの派遣職員が、3カ月だったと思うのですが、いた期間の負担金ということで、雑入で受けさせていただいています。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ちょっと私と考え方が違っていたようで、再任用の方をまず派遣しているわけですね。私は当初、役場で給料を払って業務をそちらのほうでやらせているのかなというふうに感じていたのですけれども、そうではなく、ある程度の給与相当分は委託費の中に入れていたのですか。ではなく、あくまで役場は再任用として採用したのだけれども、役場から給与分が入らないで、社会福祉協議会のほうの自主財源というかな、その財源の中で再任用の方へ給料を払っているのですか。そこがちょっとよくわからないのですが。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 社会福祉協議会と教育施設運営会の場合、職員派遣の契約を締結しております。ですから、職員の分の給与は役場から個人の職員には給与が支払われます。後から実際にかかった分の経費をこちらが請求するのですけれども、その部分が社会福祉協議会から負担金としてこちらに入ってくると。要は他市町村に派遣職員を出している場合も、給与は役場から出るのですが、その支払った分の給与が後から派遣先の市町村から役場の歳入に入ると、同じような格好になっています。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 私の認識では、ほかのほうにというのは、多分野田村とか山田町の派遣は国のほうからその分が全部金がある、復興支援ということで来るというふうにどこかで見えていたから、まずそれでわかるのですけれども、ということは社会福祉協議会においても派遣した分のあれはどこかから金が社会福祉協議会のほうに入っているということですか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 本来、社会福祉協議会の職員の給与は給与で、これまでも社会福祉協議会で事務局長さんを置いてやってきているわけです。その方がたまたま都合で社会福祉協議会の事務局長さんを担う方が見つけれないので、役場から派遣をお願いしますという形になって、そちらに派遣しているわけですが、その場合に今まで事務局長さんの給与があるわけですね、予算として。その部分を町のほうに戻してもらおうとか……ということでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） 確認ですけれども……

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ということは、ことし限りの戻ってくるということなのかな。今まで多分社会福祉協議会ほうで老人福祉センターに行っていた事務局長さんといちい荘にいた所長さんの分のやつが社会福祉協議会にあった、それが委託分だったと、委託して、その委託料にも含まれてあったと、その分は今度は再任用のために派遣したから、その分は使わなくなったからその分を戻してもらおうというふうに解釈していいのですか……違う……

〔何事か言う者あり〕

○2番（中村正志君） だから、社会福祉協議会でかからなくなったからその分を戻すと……

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 2時13分 休憩

午後 2時13分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 委員がおっしゃるとおりに、社会福祉協議会には町からの委託料という形でお支払いしているわけです。その中には事務局長の給料等も入っていると。その分をこちらからは職員を派遣して、その職員には町から給与が出ているわけです。向こうからは事務局長分の経費部分の派遣を町に戻してもらっている

という形です。裏を返せばどちらも給料が行ったり来たりしているだけなので。

○2番（中村正志君） だから、次から委託するときはそれを除いて委託するのだということだよ。

○総務課長（日山 充君） 毎年の契約で、平成28年度も同様の契約内容……

○2番（中村正志君） だから返してもらおうと。わかりました。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい、いいです。

○委員長（細谷地多門君） 歳入全般、そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、歳出、款ごとに。

1 款議会費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 2 款総務費。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 一番大きい2,909万円か、ネットワーク強靱化システム、先ほど説明ありましたようにマイナンバー制度の関係でのサイバー攻撃というか、いろんな個人の秘密保護というのではなくて、プライバシーの機密をより高めるといふ形だと理解していますが、それで大体そのための費用だといふ、システムの構築費用だと理解しています。そういうことで理解して質問いたしたいと思ひます。

今も住基ネットがあつたり、いろんなプライバシーの情報を行政は持っているのですけれども、マイナンバーといふのはよりプライバシーといふか、全貌をつかめるとか、税とか福祉とかいろんな形であるから、より保護を強化するといふ形だと思ひますけれども、そういう形で今のマイナンバー制度がいずれは漏れるのではないかといふ心配がよく聞かれますし、韓国の例なんかで言へばそういう破綻するよふな形になるといふことも言われていますが、例へばこれでも国からの補助金からだと間に合わなくて起債をし、あとは自己財源もやってといふ形になっていくのですけれども、これまでの国と国とのといふ場合はサイバー攻撃みたいなのも物すごく高度になつたり、そこから情報が盗まれるとあつてありますけれども、この形の中でさらに技術の進歩みたいなの、相手のほうから守るためのシステムをつくつても、さらに上回つた形といふ形になるのではないかなと思ひのですが、今の新しいシステムを構築するためのものは大体5年ぐらひはもつよとか、10年ぐらひもつよとかあつて、何か前提みたいなの、そういうことなんかあつたのでしょうか。

それから、科目として文書広報費の中に、これはどつちかといへば文書広報費ではない、中身としてはそうではないかなと思ひのですが、ここの項の設定はちよつと、文書広報費に物すごくお金使つていふ形で、ちよつとふさわしくないの

ではないかなと思うのですが、その2つについてお伺いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 何年間の保障とかというのはちょっと文書的にも見たことがないので、その辺の規定はないと思います。ただ、今回の関係はやはり同じ回線を使って、インターネットもL G W A Nも住基もということは絶対だめだということで、もともと住基のL A Nに関しては独立したもので、インターネットからは行けないようになっていきます。今回はそれに加えてL G W A N、要は相互に個人情報を作りとりする部分についても一般のインターネット回線とは分離しましょうというやり方なようです。私もシステム、基本的には詳しくわからないのですが、サーバー内部での分離が可能かどうかという話も聞いていますし、いろいろなやり方があるようです。ただ、それが絶対安全、今のところ安全だと思って進めているわけなのですけれども、何年間もつかというのは多分ないと思います。

○9番（松浦満雄君） 10年間保障するとか5年間バージョンアップしていくという保障はないの。

○総務課長（日山 充君） それは私承知しておりません。今のシステム関係の予算、文書広報費の中で管理させていただいていました。平成28年度当初予算もこの関係で組んでしまっているので、またそれに関しましては時間をいただいて体制について考えさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） あとは、年金生活者のこと、福祉給付の関係で聞きたいのですが……

〔「総務費でないですか」と言う者あり〕

○12番（古舘機智男君） ああ、総務費なの。

○委員長（細谷地多門君） 2款総務費です。

○12番（古舘機智男君） 済みません。

○委員長（細谷地多門君） 2款総務費について何かありますか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 選挙管理システム改修業務委託料、国からの補助金があるようですけれども、参議院の対応かなんかなのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） ご承知のとおり選挙年齢が18歳等に引き下げられますので、それに伴ったシステムの改修ということでございます。補助率は2分の1、国から出るものです。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

- 委員長（細谷地多門君） そのほか、総務費ありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） 3款民生費。
古館委員。
- 12番（古館機智男君） 年金生活者等支援臨時福祉給付金ですけれども、この関係について対象者に給付する場合のシステムなのですけれども、対象者に漏れなく渡るといふ形なのか、申請主義なのかも含めて、その仕組みについて、事務費も国から来るのですけれども、そういうのに対応するための事務費がその額で足りるようなものなのか、その仕組みについてお伺いしたい。
- 委員長（細谷地多門君） 川原木課長。
- 健康福祉課長（川原木純二君） 申請ということになっております。今までの臨時福祉給付金もそうでしたけれども、そういう形でございます。
- 周知については、臨時福祉給付金、今までやっていたのですけれども、平成28年度中に65歳以上となる方をうちのほうで精査し、確定した後、4月下旬に対象者と思われる方全員に直接給付金に関するチラシや申請書等を送付する予定になっております。それで、国とかでもテレビ等で宣伝するということになっておりますので、あとはポスターとか広報、ホームページ等利用して広く広報したいと思っております。
- 以上です。
- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。
- 12番（古館機智男君） 事務費的には、どうなの。事務費は……
- 健康福祉課長（川原木純二君） 事務費ですけれども、消耗品、印刷製本費を19万1,000円、あと通信運搬費、これは切手代等になりますけれども……
- 12番（古館機智男君） いや、もらっているのだから間に合ってやれるのだから聞いています。
- 健康福祉課長（川原木純二君） これ前年度、その前とやって、同じような形とっていけば十分間に合うと思っております。
- 委員長（細谷地多門君） 古館委員。
- 12番（古館機智男君） 該当者と思われる人、これまでの同じような臨時福祉給付金、なかなか申請主義になるとその人によって、文書は出しても具体的な、もらわない人とかもらうことを判断できない人とか、いろんな条件の人がいると思うのです。そういう人がばらまきだとか、この制度そのものについてもいろいろ問題はあるとは思いますが、できた制度の中がきちんとその対象者に届くというかな、これも努力してきたと思うのですけれども、今まではそれで対象者だろうと推定というか、する人にほとんど届いているのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 川原木課長。

○健康福祉課長（川原木純二君） 今までであれば郵送しておりますけれども、何件かそこに見当たりませんかというのか、住所が変わったのか、住所をそのままにして施設に入っているとかなんかというのは何件かありました。ただ、そこの部分については調査して、施設等であればそちらのほうにとか家族の方にとというような形で配布するようにはしております。

また、わからないのも確かにございます。住所等あっても、どこに行っているかというのがわからない方も数名おりますけれども、できるだけ調査して申請書等を送るようにはしております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） それが入数的に言えば99%だ、98%という、そういうパーセンテージの中ではそういう形で捉えている、パーセントや比率は出していますか。

○委員長（細谷地多門君） 川原木課長。

○健康福祉課長（川原木純二君） 今までの実績の比率は出しておりますけれども、ちょっと詳しい数字については今ございませんで、後ほど。

○12番（古館機智男君） はい、わかりました。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか、3款。

中村委員。

○2番（中村正志君） 確認も含めて、さっきちょっと理解できかねたところなのですが、子ども・子育て支援システムの関係、法の改正によって第1子、第2子というふうな呼び方が変わるような言い方だったと。具体的に言えば、これが軽米の保育園等の保育料等の減免対象として考えられるよということで、例えば第1子が小学生で、第2子が保育園に入った場合は、第2子の方がもう2番目だから無料だよということで理解してよろしいのでしょうか。

もう一つ、保育料の減免等に関する条例かなんかあるのでしょうか。あれば教えていただければ、後で見させてもらいたいと思いますけれども。2つお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 2点について、川原木課長。

○健康福祉課長（川原木純二君） 中村委員がおっしゃったとおり、今まで入っている方を対象に第1子、第2子という数え方してましたので、上に姉ないし兄がいれば、2人目に入っている方が第2子という形になります。

〔「最初から無料になると」と言う者あり〕

○健康福祉課長（川原木純二君） ええ、軽米町の条例でいえばそういう形になります。

先ほども最初よく説明しなかったのですが、一応ひとり親世帯というのを入れて

おりましたので、低所得者とひとり親世帯ということで、該当になる人数は、去年のデータでいくと45名ほどになるようでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 私が理解しているのは、所得は特に関係なく、2人目は無料だよと思っていましたけれども、年収360万円未満とひとり親の人ではないと第2子目は無料にならないというふうに今聞いたような気がするのですけれども、そうですか。

○委員長（細谷地多門君） 川原木課長。

○健康福祉課長（川原木純二君） 軽米町は第2子目が無料ということでなっておりますけれども、今国の制度が低所得者を対象に改正される部分でございます。軽米町で言えば、第2子目ということになれば低所得者の場合は1人でも無料という考え方になります。

〔「んだの、1人目」と言う者あり〕

○健康福祉課長（川原木純二君） 2人目です。幼稚園に入っている1人目が第2子ということになりますので、無料という……

〔「軽米は同時入所というのだべ」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと静かにしてください。

○健康福祉課長（川原木純二君） 同時入所で第1子、第2子という数え方していたのですけれども、それが今国のほうの改正で、低所得者に対して国が上の上限を設けていたのを撤廃して、上に兄弟がいれば、入っている方が第2子目、第3子目というような数え方になるという……

○2番（中村正志君） そこまで説明しなくても、国はどうでもいいから、軽米はどうかということ……

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 2時31分 休憩

午後 2時34分 再開

○委員長（細谷地多門君） では、再開します。

川原木課長。

○健康福祉課長（川原木純二君） 大変しっかりとした説明しないで申しわけありません。国の制度が今言ったように上限が撤廃されて、兄弟がいれば第1子目が半額というように、第2子目が無料というような制度に変わることによって、うちのほうで該当になるのが町外に行っている、私立幼稚園等に行っている方がこの部分の対象

になります。うちのほうでは、今の条例でいきますと同時入所で第1子目が半額、第2子目が無料というふうな制度になっておりますので、ですが私立幼稚園等に行っている方の部分について、今の制度によって変更を生じる方ありますので……ということでもよろしいでしょうか。

〔何事か言う者あり〕

○健康福祉課長（川原木純二君） いや、同じというか……

〔「まず軽米の保育園のことしゃべって」と言う者あり〕

○健康福祉課長（川原木純二君） 軽米の保育園については影響ありません。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 影響ありませんということは、今までどおりということですか。

○健康福祉課長（川原木純二君） ええ、今までどおり。

○2番（中村正志君） ということは、小学校に上がって、2番目の子が保育園に入っても、これは第1子目だよという考え方ですよ、今までどおりということは。保育園だけに1人2人入っていないと減免にならないということなのでしょう。だから、それが初めの説明だと、上に上がっても……

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 2時37分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

さっきの質問に答えていない部分がまだあったので、総務課長の答弁を許可したいと思います。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 先ほどの古舘委員さんからの人事評価の制度は法律で条例化が義務づけられているかどうかというご質問でした。条例化は義務づけられてはおりません。それで、一般的に他の市町村見ましても規程及び規則等で整備しているところがおおいようでございます。

以上でございます。

〔「ここはいいです」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） もう3款はいいか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、4款衛生費。質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） あとは、6款農林水産業費、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 7 款商工費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 8 款土木費。

古館委員。

○1 2 番（古館機智男君） 除雪業務委託 8 0 0 万円ですけれども、これは補正というのは足りなくなったからやるのか、今後の見通しという形なのかというのが 1 つ。

それから、足りなくなったという場合は、ことしは暖冬ではないかなといったのが一気に来たのですけれども、一冬の量としてはそんなにいっぱいでもなかったのではないかなという形があって、当初予算の見積もり、前年平均よりはやっぱり費用がかかったのかなとか、かかる予想なのか、これから使うとすればとなっているのか、中身を。

○委員長（細谷地多門君） では、除雪費の中身、新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） ただいまの古館委員の質問についてなのですが、まず 8 0 0 万円、今補正を上げたわけなのですが、これから雪がどっと 2 回降るのか 3 回降るのか、いずれ今後の見通しということで、仮定でございます。1 回どっと雪が降れば二百七、八十万まずついきますので、3 回いけば今の 8 0 0 万円ぐらいということで、いずれ今後の見通しということでお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、古館委員。

○1 2 番（古館機智男君） そうすれば、当初予算が幾らになっているか私確認しなかったのですけれども、除雪。例年の見積もりより、補正を前提にしているわけではないと思うのですが、やっぱり量が多かったということか、降った後低温が続いたということも、そういういろんな条件が、量の割にはずっと暖かくて、降った後に低温が続いてなかなか、アイスバーンになったりそういう形だったのか。今補正するというのは、これからというのは、3 月半ばを過ぎて、一般的にはそんなに大雪は、1 回ぐらいは来るかもしれませんが、8 0 0 万円という見積もりは、そういう形で当初予算でも大体考えているとしたら、今のこれからの量としては過大とまではいかななくても、ちょっと多いのではないかなと思うのですけれども、私の感想に対して何かありましたら。

○委員長（細谷地多門君） 新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） ただいまのご質問でございますが、大雪が来ましたのが平成 2 5 年ですか、そしてその後……

〔「2 6 年」と言う者あり〕

○地域整備課長（新井田一徳君） ああ失礼、平成 2 6 年ですか。それで、去年、ことし

と暖冬というか、余り雪が少なかったわけなのですからけれども、またいずれためてくるのではなかろうかということでお願いしているものでございます。

○12番（古舘機智男君） 備えあれば憂いなしと。わかりました。

○地域整備課長（新井田一徳君） お願いします。

○委員長（細谷地多門君） いいですか。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 当初予算で平成27年度は1,700万円ぐらいとっていますね。

1回歩けば200万円ぐらいというけれども、ことしはあのときの1回の雪と、あとほとんどないような気がしましたけれども、その前あたりでは1,000万円から1,200万円ぐらい、補正組んでいるかもしれないけれども、それぐらいしかとっていないのだけれども、ことし、まあこれから降るかとなれば、800万円用意するのは、それはいいと思いますけれども、1,700万円というのを使われたというのはかかったということだと思えるのですけれども、何か今までの予算から見ればどうなのかなと思いますけれども、ちょっとその辺をわかるように説明していただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 先ほどと同じような答弁になるのですけれども、まずまたこれから年度末にかけて降ることも予想されますので、いずれこのようにお願いしたいということで、よろしくお願いします。

〔「了解」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） もう少しだな、あと15分あるな。

9款消防費、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 10款教育費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） きょうはここまでにするか。

〔「はい、賛成」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） きょうはここまでにしたいと思います。

それで、明日午前10時から再開したいと思います。

あと、これはお願いだけでも、しゃべる人が大体固定化されて……

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 皆さんから質疑受けたいので、皆さんも頑張って勉強してください。お願いします。

○12番（古舘機智男君） それで、休憩でもいいのですけれども……

○委員長（細谷地多門君） 休憩。

○ 1 2 番（古舘機智男君） はい。

○ 委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午後 2 時 4 5 分 休憩

午後 2 時 4 5 分 再開

○ 委員長（細谷地多門君） 再開します。

◎ 散会の宣告

○ 委員長（細谷地多門君） 本日はこれで散会したいと思います。どうもありがとうございました。
いました。

（午後 2 時 4 5 分）